

2021年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町三丁目1番地
株式会社昭文社ホールディングス
代表取締役社長 黒田茂夫

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。多くの株主様が集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。株主の皆様におかれましては、本年は健康状態に関わらず、感染拡大防止の観点から、是非とも書面による事前の議決権行使をいただき、ご来場を自粛くださいますようお願い申しあげます。

書面による事前の議決権行使をいただける場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日(月曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日(火曜日)午前10時
 2. 場 所 東京都千代田区隼町1番1号
ホテル グランドアーク半蔵門 4階 富士(東)
※新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には当社ウェブサイト(<https://www.mapple.co.jp/>)にてご案内を致しますので、株主総会当日にご来場予定の株主様は、あらかじめご確認くださいませようお願い申しあげます。
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第62期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第62期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

以上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 〇第62期定時株主総会招集ご通知提供書面のうち「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<https://www.mapple.co.jp/>)

に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。したがって、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査等委員会
が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部、ならびに会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした
連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき
事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス
<https://www.mapple.co.jp/>）に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染拡大防止への対応と株主の皆様へのお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。このような状況の中、本
定時株主総会においては、下記の対応を実施させていただく予定です。本定時
株主総会へのご出席をご予定または検討されている株主の皆様におかれまして
は、感染予防および感染拡大防止の観点から慎重にご判断くださいますようご
理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

- ◆お土産のご用意はございません。
- ◆安全上の理由により、ドリンクの提供及び商品展示は中止いたします。
- ◆本定時株主総会へのご出席を予定されている株主様におかれましては、当日
までの健康状態にご留意いただくとともに、当日の体温測定、マスクの着用
およびアルコール消毒液の使用等、感染拡大防止のための措置へのご協力を
お願いいたします。
- ◆体調不良とお見受けする株主様には運営スタッフがお声掛けをさせていただ
く場合がございますので、予めご了承くださいませようお願いいたします。
- ◆会場は、ソーシャルディスタンスを確保するため、ご用意できる席数が例年
より減少いたします。入場制限を行わせていただく場合もございます。
- ◆株主総会の議事は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、時間を
短縮して行う予定です。株主様からのご質問、ご発言を制限させていただ
く場合がございます。
- ◆本定時株主総会の役員及び運営スタッフは、事前に体調を確認の上、マスク
を着用して対応させていただきます。

(提供書面)

第62期 事業報告

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

業績全般の動向

当連結会計年度(2020年4月1日～2021年3月31日)におけるわが国の経済は、2019年冬に中国で初めて確認された新型コロナウイルス感染症が、翌2020年にはパンデミックとなり世界経済が急減速した影響で、輸出や鉱工業生産が大幅に減少、企業収益も著しく悪化し、個人消費においては飲食・宿泊等のサービス業関連を中心に大幅に縮小する事態に陥りました。同年春に政府が発出した緊急事態宣言の効果により新型コロナウイルス感染症第一波が落ち着き一部に持ち直しの動きが見られたものの、解除されるや夏場に第二波、冬にかけて第三波、今年に入って再び緊急事態宣言が発せられ、それが解除されるや第四波と、政府や自治体による対策が緩むたびに感染症流行が波状的に拡大し、ワクチン接種の普及を待つ以外に決め手となる感染症抑制策がないまま、国内経済の本格的な復調にはまだ相当の時間を要するものと見られております。当社グループが主たる事業を行っている旅行観光業界においては、昨年夏に政府が景気刺激策として大型予算を組み開始したGoToトラベルキャンペーンが、年末には停止に追い込まれ、また、国境をまたぐ渡航については、わが国を含む各国の入国規制が継続しているためアウトバウンド／インバウンド業界は依然として見通しの立たない段階にあります。

このような状況において、当社グループは、かねて予定していた持株会社体制に移行する一方で、新型コロナウイルス感染症拡大による経済の減速に対処すべく、あらゆる事業領域において厳しいコスト管理を徹底し、可能な限り手元流動性を確保することを優先しております。このためグループ全社で積極的なリモートワーク体制を導入し、市販出版物では、実

用書ジャンルや家で楽しめるタイプの地図製品の品揃えを強化しながらも予定していた出版点数及び部数を市場ニーズに合わせて精査することで原価削減に努め、また、一部海外拠点の統廃合や現地アクティビティ施設における事業活動を必要最小限なものに留める等、固定費をできる限り圧縮する施策を実施してまいりました。

当連結会計年度において、2019年10月18日にお知らせした固定資産の譲渡について、持株会社体制への移行に関連して不動産事業として売上収益に計上することとしましたが、年度を通して流行が波状的に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、旅やお出かけの消費活動が著しく縮小・停滞する事態が継続し、特に主力の市販出版物の実売が甚大な影響を受けたことに加え、各国の入国規制により国境をまたぐ渡航が制限されたため、主に海外旅行先のグルメやオプションツアー等の各種アクティビティに送客する旅ナカ事業や当社グループが保有する海外アクティビティ施設の運営事業において事実上の営業休止状態を余儀なくされた結果、売上高は63億13百万円となり、前連結会計年度に比べ17億60百万円減少いたしました（前連結会計年度は80億73百万円）。損益面におきましては、あらゆる事業領域においてコスト管理を徹底し、売上減少に伴い返品調整引当金繰入額が減少したことにより、売上原価、販売費及び一般管理費はともに前連結会計年度に比べて減少したものの、ほぼ年度を通して市場縮小の影響を受け続けた売上の減少規模を補うには至らず、営業損失は14億48百万円となり、前連結会計年度に比べ13億83百万円損失が拡大いたしました（前連結会計年度は65百万円の営業損失）。これに伴い、経常損失は14億15百万円となり、前連結会計年度に比べ14億30百万円悪化いたしました（前連結会計年度は15百万円の経常利益）。また、特別損失として、固定資産売却損50百万円、新型コロナウイルス感染症による損失72百万円をそれぞれ計上したことに加えて、当連結会計年度において多額の損失を計上するとともに次期（2022年3月期）においても新型コロナウイルス感染症の影響が色濃く残り、関連市場縮小の影響は当面続くことが想定されるため、当社グループが保有する固定資産につきまして「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき将来の回収可能性を検討した結果、減損損失6億26百万円を計上いたしました。減損損失の主な内訳は、建物及び構築物1億26百万円、のれん83百万円、ソフトウェア3億72百万円となっております。この結果、親会社株主に帰属する当期純損失は25億4百万円悪化し、

23億74百万円となりました（前連結会計年度は、親会社株主に帰属する当期純利益1億29百万円）。

当連結会計年度の分類別売上高の概況は次のとおりであります。

区 分	売上高（千円）	構成比（％）	前期比（％）
メディア事業	3,259,587	51.6	－
ソリューション事業	1,622,891	25.7	－
不動産事業	1,166,146	18.5	－
観光事業	133,891	2.1	－
その他事業	131,231	2.1	－
合 計	6,313,747	100.0	78.4

（注）当連結会計年度より分類を変更しておりますため、売上高合計のみ前期比を記載しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、3億44百万円であり
ます。主な内容は、各種サービスに活用するソフトウェア等1億68百万円及
び当社制作本部の空調機交換及び埼玉製本センターの改修工事などの有形
固定資産1億75百万円であります。

また、当連結会計年度中に根田ビルを譲渡しております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、2020年4月1日付で、当社を吸収分割会社とし、当社の完全子会
社である、株式会社昭文社準備会社（同日付で株式会社昭文社に商号変更）、
株式会社マッフル、株式会社MEGURUを吸収分割承継会社とする会社分
割（吸収分割）により、当社が営む「地図・旅行情報等を基にしたメディア
の企画・編集・制作・販売、広告、特注品制作、著作権（ブランド）使用許諾
事業」、「地図・ガイド情報等を基にしたデジタルデータベースの企画・制
作・販売・使用許諾及びそれらを活用したサービスの提供事業」及び「旅行
業全般（レストラン及び現地ツアー予約、現地アクティビティ主催等）に関
する事業」を、それぞれ承継いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承
継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状
況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第59期 2018年3月期	第60期 2019年3月期	第61期 2020年3月期	第62期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売上高(千円)	9,158,456	8,770,072	8,073,765	6,313,747
経常損益(千円)	△1,018,190	△590,539	15,330	△1,415,294
親会社株主に帰属する当期純損益(千円)	△1,768,342	△1,815,120	129,967	△2,374,272
1株当たり当期純損益(円)	△97.28	△99.85	7.15	△130.62
総資産(千円)	22,188,332	19,695,365	18,817,926	16,872,511
純資産(千円)	17,612,708	15,286,797	15,212,840	13,286,996

- (注) 1. 第59期において売上高が減少した要因は、電子売上においてPND（簡易型カーナビゲーション）関連の売上減少や市販出版物において前年にあったようなガイドブックシリーズの改訂がなかったことなどによります。経常損失が改善した要因は、構造改革による効率化の効果や人員削減による人件費削減効果などによります。親会社株主に帰属する当期純損失が改善した要因は、持分法適用関連会社の除外による持分変動損失の計上、主にカーナビゲーションの経路探索に用いる交通規制情報等の調達に関する契約の中途解約に伴う解約違約金の計上及び当社及び連結子会社が保有する固定資産について減損損失を計上したものの、前連結会計年度に計上した減損損失に比べ少なかったことによるものです。
2. 第60期において売上高が減少した要因は、市販出版物における地図商品の売上減少や前年にあったような雑誌商品の新刊シリーズがなかったことなどによります。経常損失が改善した要因は、前連結会計年度に引き続き構造改革による効率化の効果が継続したことなどによります。親会社株主に帰属する当期純損失が悪化した原因は、希望退職制度の募集を行ったことによる特別退職金の計上及び当社及び連結子会社が保有する固定資産について前連結会計年度を上回る減損損失を計上したことによるものです。
3. 第61期において売上高が減少した要因は、市販出版物の売上減少などによるものです。経常損益が経常利益に転じた要因は、前連結会計年度に実施した希望退職者の募集の影響による人件費の改善などによるものです。親会社株主に帰属する当期純利益が経常利益を大幅に上回った要因は、横浜営業所の土地及び建物を譲渡したことによるものです。
4. 第62期において売上高が減少した要因は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市販出版物の売上減少や海外にあるアクティビティ施設の営業休止などによるものです。経常損失を計上した要因は、主に前述の売上高の減少によるものです。親会社株主に帰属する当期純損失が経常損失を大幅に上回った要因は、連結子会社が保有する固定資産について減損損失を計上したことによるものです。
5. 当連結会計年度より表示方法の変更を行っており、前連結会計年度につきましても、当該表示方法を反映した組替後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 昭 文 社	100百万円	100.0%	地図・旅行情報等の出版
株 式 会 社 マ ッ プ ル	100百万円	100.0%	デジタルデータベースを活用したサービスの提供
株 式 会 社 M E G U R U	100百万円	100.0%	旅行業全般に係る事業
株 式 会 社 マ ッ プ ル ・ オ ン	80百万円	100.0%	モバイル（スマートフォン）向けアプリケーションソフトの企画開発・販売及びWeb広告事業
株 式 会 社 昭 文 社 ク リ エ イ テ ィ ブ	458百万円	100.0%	当社電子事業であるデータベースの企画・制作
株 式 会 社 K u q u l u	10百万円	100.0%	コールセンター事業
MMS GUAM Corporation	600米ドル	100.0%	アクティビティの催行及びリゾート施設の運営
SHOBUNSHA SINGAPORE P T E . L T D .	535千シンガポ ールドル	100.0%	現地発着型ツアーの予約事業

(注) 1. 当社は、2020年4月1日付で、当社を吸収分割会社とし、当社の完全子会社である、株式会社昭文社準備会社（同日付で株式会社昭文社に商号変更）、株式会社マップル、株式会社MEGURUを吸収分割承継会社とする会社分割（吸収分割）により、当社が営む「地図・旅行情報等を基にしたメディアの企画・編集・制作・販売、広告、特注品制作、著作権（ブランド）使用許諾事業」、「地図・ガイド情報等を基に

したデジタルデータベースの企画・制作・販売・使用許諾及びそれらを活用したサービスの提供事業」及び「旅行業全般（レストラン及び現地ツアー予約、現地アクティビティ主催等）に関する事業」を、それぞれ承継いたしました。

2. GUAM OCEAN PARK CORPORATION、Sunny Side Up Guam Inc. SHOBUNSHA SINGAPORE PTE. LTD.、SHOBUNSHA HAWAII CORPORATION及びSHOBUNSHA GUAM CORPORATIONは、（注）1の吸収分割に伴い、直接保有から間接保有に変更となりました。
3. GUAM OCEAN PARK CORPORATIONは、2020年12月1日付でSunny Side Up Guam Inc. と合併し、MMS GUAM Corporationとなっております。
4. SHOBUNSHA HAWAII CORPORATION、SHOBUNSHA GUAM CORPORATIONは、2020年12月31日付で解散を決議しております。

(4) 対処すべき課題

近年、情報提供方法のメインストリームは従来の紙媒体から電子媒体へと移行し、多種多様な情報を多くの利用者に大量かつリアルタイムで提供することが可能となってきたために、これまでの事業形態をそのまま維持継続するのはますます困難な事業環境となっております。そこで旧来の体制における課題を打開すべく、事業ごとの最新状況の透明化と意思決定のさらなる迅速化を図りつつ、グループ全体の戦略マネジメント機能を事業経営から分離することを主眼として、当社グループは2020年4月1日より、持株会社が事業会社を子会社とするいわゆるホールディングス体制に移行いたしております。

これに合わせて、当社グループの経営の中核となる経営理念を『安心な暮らしと楽しい旅をサポートする企業』に刷新して当社グループが社会に存在する意義を改めて明確化し、また、この新たな経営理念に基づき、下記を経営方針として取り決めております。当社グループは、この経営方針に沿って積極的な事業展開を図ってまいります。

『当社グループは、地図や実用情報・サービスの提供により、人々の安心な暮らしを支える環境づくりに貢献するとともに、旅やお出かけの特選情報・サービスの提供により、人々の幸せの記憶づくりのお手伝いを行ってまいります。これを実現すべく、協力会社・提携企業との共生を図りながら、情報収集・提供のノウハウ・技術を獲得、蓄積してまいります』

当社グループを取り巻く経営環境及び対処すべき課題については、以下の通りに認識しております。

当社グループが直面する厳しい事業環境の変化をより具体的に整理すると、まずWEBやスマホアプリの普及拡大により、絶えず情報無料化の波にさらされるようになったことがあげられます。無料情報を通じて大量のユーザーを囲い込み、広告やクーポン配布を通じて物品・サービスの購入に導くタイプのWEBやアプリ媒体が広範に普及したことに加えて、ブログ・SNS・動画配信アプリといったユーザー発信・共有型メディアが急速に台頭しユーザー相互間の情報の流れが生じるとともに、一次情報に対するユーザーの評価・コメント等が二次情報として注目されるようになりました。こうした時代にあって単なる情報はすでに無価値であるため、情報に合わせてどのような付加価値を提供していくかが重要な課題であると認識し対応してまいりました。例えば、独自の情報源や取捨選択ノウハウにより収集した特選情報を斬新な切り口で提供すること、ユーザー個々の価値観や趣味嗜好に寄り添うブランドを育成し公式SNSの運営等を通じて親しみを感じ信頼していただける情報として提供すること、情報のみならず独自のサービスやソリューションを添えたり飲食やアクティビティ等の実体験を加えたりして提供すること、等々であります。また同時に、電子媒体の普及はこれまでの版元、取次、書店といった出版物の流通のあり方にも大きな影響を与えており、すでに出版物の流通の一部をネット書店が担うようになり、電子書籍の販売も着実に拡大してまいりました。このため従

来のやり方を見直し、出版物の流通在庫の最適化に着手する一方、間接業務や営業における合理化・省力化に積極的に取り組むことでコスト構造改革を進め、併せて事業拠点の統廃合・再配置等も実施してまいりました。

さらに、昨今話題となっているAIや5Gといった最新の情報技術は、従来とは桁違いのビッグデータと呼ばれる情報を用いてユーザー個々のよりきめ細かなニーズに対応した情報やサービスの提供・流通を可能にし、また4K動画やVR等の大容量コンテンツの配信さえ容易なものにしていくことが期待されております。こうした環境変化に対し、当社グループとしても、従来の市販出版物事業を行うことと並行して、これまで以上にWEBやスマホアプリ、電子書籍等、電子媒体による情報提供に注力し、最新の技術やノウハウを蓄積することで、より使いやすく利便性の高い情報提供のあり方に取り組んでいくことが重要な課題であると認識しております。

また、2019年に初めて確認された新型コロナウイルス感染症の影響が今後も相当の期間色濃く残り続けることを想定し、同感染症の影響下においても収益が獲得でき、事業を継続しうる体制の構築に取り組んでいくことも喫緊の課題であると認識しており、上記のような環境変化と合わせてこの課題に対処するために、現在グループ各社の事業を支える業務全般について早急にDX（デジタルトランスフォーメーション）を採り入れることでさらなる業務の省力化・スマート化への変革を推進しております。具体的には、間接業務を含むすべての業務におけるテレワーク、オンライン会議、ペーパーレス化等、営業におけるWEB営業、ウェビナー、オンライン決済等、制作におけるWEB編集・校正等によるものであります。こうしたことを一つひとつ着実に実行していくことでコロナ禍を乗り越え、業績の着実な改善を進めるとともに新たな時代に適応できる体制整備を行っていくことが重要な課題であると認識しております。

ホールディングス体制に移行した今、持株会社、事業子会社ともに上記を共通の課題と認識し、グループ一丸となって解決してまいります。

株主の皆様には、引き続きあたたかいご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、独自開発による地図データ・ガイドデータを中核とし、それを活用した地図・雑誌・ガイドブックの企画・制作及び出版販売や、デジタルデータベースの企画・制作・販売およびそれらを活用したサービスの提供等「地図・旅行情報提供事業」を展開しております。

当社グループの主要な事業内容は以下のとおりであります。

[メディア事業]

市販出版物及び電子書籍・アプリの販売、雑誌広告・WEB広告の販売、出版物に由来するブランドや商標権の権利許諾等

[ソリューション事業]

当社グループのコアコンピタンスである地図・ガイドデータベースの販売、同データベースを活用したシステム製品やソリューションの販売等

[不動産事業]

当社グループが保有する土地・建物等の有形固定資産の譲渡、賃貸

[観光事業]

当社グループが運営するWEBサイト経由にて主に海外旅行先のグルメやオプショナルツアー等の各種アクティビティに送客する旅ナカ事業や当社グループが海外に保有するアクティビティ施設の運営事業等

[その他事業]

外部取引先及び当社グループ企業に向けたコールセンターサービスを提供

(6) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

株式会社昭文社 ホールディングス	本社	東京都千代田区麹町三丁目1番地
	商品センター	東京都足立区、大阪府摂津市、埼玉県加須市

② 子会社

株式会社昭文社	本社	東京都千代田区麹町三丁目1番地
	制作本部	東京都江東区
	支社	大阪府吹田市
	営業所	愛知県名古屋市、福岡県福岡市
株式会社マップル	本社	東京都千代田区麹町三丁目1番地
株式会社MEGURU	本社	東京都千代田区麹町三丁目1番地
株式会社マップル・オン	本社	東京都千代田区神田神保町二丁目32番地5
株式会社昭文社クリエイティブ	本社	千葉県市原市五井3926番地1
株式会社K u q u l u	本社	東京都千代田区麹町三丁目1番地
MMS GUAM Corporation	本社	米国 グアム準州
SHOBUNSHA SINGAPORE P T E . L T D .	本社	シンガポール共和国

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減(名)
312 [170]	-5

(注) 使用人数は就業員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む) であり、嘱託社員・契約社員及び臨時従業員 (1人1日7時間換算、年間平均人員) については [] 内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平均年齢	平均勤続年数
32 [56]	-214	46.5歳	17.8年

- (注) 1. 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であり、嘱託社員・契約社員及び臨時従業員 (1人1日7時間換算、年間平均人員) については [] 内に外数で記載しております。
2. 平均年齢・平均勤続年数は当社から社外への出向者を含んでおりません。
3. 使用人数が前期末と比べて大幅に減少しておりますが、その主な理由は、ホールディングス体制に移行し、会社分割 (吸収分割) を行ったためであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
	千円
株式会社三井住友銀行	470,000
株式会社三菱UFJ銀行	170,000
株式会社りそな銀行	130,000

- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 57,000,000株
- ② 発行済株式の総数 18,178,173株
- ③ 株主数 21,072名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
黒 田 敏 夫	3,574	19.66
黒 田 茂 夫	1,700	9.35
株 式 会 社 エ ム テ ィ ー ア イ	1,688	9.29
株 式 会 社 M G S H D	1,674	9.21
S P S H D 株 式 会 社	1,673	9.20
日本カストディ銀行株式会社（信託口）	649	3.57
昭文社ホールディングス社員持株会	295	1.62
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	250	1.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	239	1.31
DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-JAPANESE S M A L L C O M P A N Y S E R I E S	217	1.19

（注）持株比率は自己株式（851株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.mapple.co.jp/>）に掲載しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	黒 田 茂 夫	株式会社マッフル代表取締役 株式会社MEGURU取締役 株式会社Kuqulu取締役 株式会社マッフル・スプリング代表取締役社長 SHOBUNSHA SINGAPORE PTE. LTD. President
専務取締役	上 原 嗣 則	株式会社MEGURU代表取締役 株式会社Kuqulu取締役 MMS GUAM Corporation Vice President & Treasurer SHOBUNSHA SINGAPORE PTE. LTD. Vice President
取 締 役	清 水 康 史	株式会社昭文社代表取締役
取 締 役	加 藤 弘 之	管理本部担当 管理本部長 株式会社MEGURU取締役 株式会社昭文社監査役 株式会社マッフル監査役 株式会社昭文社クリエイティブ監査役 株式会社マッフル・オン監査役
取 締 役 (監査等委員)	飯 塚 新 真	株式会社MEGURU監査役 株式会社Kuqulu監査役
取 締 役 (監査等委員)	関 聡 介	弁護士 エレマテック株式会社取締役
取 締 役 (監査等委員)	桑 野 雄 一 郎	弁護士 豊田通商株式会社監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）関聡介氏及び桑野雄一郎氏は社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、飯塚新真氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）関聡介氏及び桑野雄一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 補償契約の内容の概要

当社は、各取締役と会社法430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の役員（ただし会計監査人は含まない）であり、保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

⑤ 当事業年度に係る取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めております。

当社の取締役の報酬については、基本報酬（月額報酬）及び業績連動報酬（役員賞与）で構成されており、中長期的な企業価値向上を踏まえた制度設計としております。

基本報酬及び業績連動報酬については、具体的な指標等はありませんが、世間水準および経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮し、また、報酬諮問委員会の意見も受けつうえ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会で決定し、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査等委員の協議で決定しております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2016年6月29日であり、決議の内容は、以下のとおりであります。

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、年額300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議いただいております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

b. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、年額50百万円以内と決議いただいております。

当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬（総額及び個人別の報酬）の決定につきましては、2020年6月26日開催の取締役会にて報酬諮問委員会の答申を受けつうえ、代表取締役社長である黒田茂夫一任のもとに決定することを決議し、上記方針に基づき決定しております。

なお、取締役会は、独立社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会の答申を受けつうえ報酬等の内容を決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しています。

また、2021年4月23日開催の取締役会において、2022年3月期からの取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

<役員報酬の決定に関する方針>

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬（月額報酬）及び業績連動報酬（役員賞与）で構成されており、中長期的な企業価値向上を踏まえた制度設計としております。

2. 基本報酬の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、世間水準および経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮し、また、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬諮問委員会の意見も踏まえたいえ、

(1)監査等委員以外の各取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会で決定するものとします。

(2)監査等委員である各取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査等委員の協議で決定するものとします。

3. 業績連動報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件に関する方針を含む。）

当社の取締役の業績連動報酬は、取締役（監査等委員以外）を対象とした年額の役員賞与とし、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、また、報酬諮問委員会の意見も踏まえたいえ、

(1)まず、当該事業年度における全取締役（監査等委員以外）共通の支給基本割合（基本報酬の額に対する比率。基本報酬の額の25%を目安とする。）を、取締役会で決定するものとします。

(2)その上で、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、年間計画に基づき設定した各事業年度の目標売上高および経常利益に対する達成度等に応じ、各取締役（監査等委員以外）につき、前号で決定した支給基本割合に対して0%～200%の範囲で算出した各支給割合を取締役会で決定し、前記2(1)で決定された各基本報酬額に各支給割合を乗じて算出される金額を、各取締役（監査等委員以外）に対して現金報酬として、毎年一定の時期に支給するものとします。

4. 代表取締役社長への委任

上記2(1)及び3(2)の決定にあたっては、取締役会は、その決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任することがありますが、この場合においても、委任を受けた代表取締役社長は、報酬諮問委員会の意見を踏まえて当該具体的内容の決定を行うものとします。この権限を委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているためであります。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬	
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	83,315 (-)	83,315 (-)	- (-)	4 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	18,048 (9,600)	18,048 (9,600)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外取締役)	101,363 (9,600)	101,363 (9,600)	- (-)	7 (2)

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2016年6月29日開催の定時株主総会において年額300万円以内(うち社外取締役分30万円以内)と決議いただいております。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。なお、当該決議時の対象は取締役6名(うち社外取締役1名)であります。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月29日開催の定時株主総会において年額50万円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の対象は取締役(監査等委員)3名(うち社外取締役2名)であります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役関聡介氏は、エレマテック株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

取締役桑野雄一郎氏は、豊田通商株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 関 聡介	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回（100%）、監査等委員会26回のうち26回（100%）に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地からコンプライアンス面を重視した助言をいただくことを期待し、当該観点から意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役（監査等委員） 桑野 雄一郎	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回（100%）、監査等委員会26回のうち26回（100%）に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地からコンプライアンス面を重視した助言をいただくことを期待し、当該観点から意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。

- ・上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人A&Aパートナーズ

② 報酬等の額

	監 査 法 人 A & A パ ー ト ナ ー ズ
1. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35,000千円
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、必要がある判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任の旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(アドレス <https://www.mapple.co.jp/>)に掲載しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	7,847,997	流 動 負 債	2,644,848
現金及び預金	4,629,245	支払手形及び買掛金	619,465
受取手形及び売掛金	1,764,474	短期借入金	770,000
商品及び製品	1,066,361	未払費用	259,443
仕掛品	253,150	未払法人税等	176,260
原材料及び貯蔵品	258	未払消費税等	34,958
その他	155,844	賞与引当金	211,991
貸倒引当金	△21,336	返品調整引当金	401,236
		その他	171,494
固 定 資 産	9,024,514	固 定 負 債	940,665
有形固定資産	5,275,436	繰延税金負債	676,860
建物及び構築物	1,639,848	退職給付に係る負債	79,505
機械装置及び運搬具	13,918	その他	184,300
工具、器具及び備品	164,040		
土地	3,416,206	負 債 合 計	3,585,514
建設仮勘定	41,422		
無形固定資産	151,057	(純資産の部)	
のれん	140,927	株 主 資 本	12,405,009
その他	10,129	資本金	10,141,136
投資その他の資産	3,598,020	資本剰余金	4,168,372
投資有価証券	2,048,469	利益剰余金	△1,904,023
退職給付に係る資産	1,398,950	自己株式	△475
その他	209,271	その他の包括利益累計額	881,987
貸倒引当金	△58,671	その他有価証券評価差額金	888,880
		為替換算調整勘定	△645
資 産 合 計	16,872,511	退職給付に係る調整累計額	△6,247
		純 資 産 合 計	13,286,996
		負 債 純 資 産 合 計	16,872,511

連結損益計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		6,313,747
売上原価		5,068,750
売上総利益		1,244,997
返品調整引当金繰入差額		△176,661
差引売上総利益		1,421,658
販売費及び一般管理費		2,870,465
営業外収益		1,448,806
受取利息	566	
受取配当金	37,884	
受取貸付料	7,220	
助成金収入	34,195	
古紙売却却収入	7,642	
古投資事業組合運用益	4,827	
その他	21,111	113,449
営業外費用		
支払利息	11,569	
貸借収入原価	4,995	
持分法による投資損失	42,059	
為替差損	21,063	
その他	248	79,936
特別利益		1,415,294
固定資産売却益	632	
受取和解金	20,000	20,632
特別損失		
固定資産売却損	50,968	
固定資産除却損	13,395	
投資有価証券評価損	13,279	
減損損失	626,609	
新型コロナウイルス感染症による損失	72,712	
たな卸資産廃棄損	17,925	794,890
税金等調整前当期純損失		2,189,552
法人税、住民税及び事業税	139,781	
法人税等調整額	44,938	184,720
当期純損失		2,374,272
親会社株主に帰属する当期純損失		2,374,272

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年4月1日期首残高	10,141,136	4,168,372	470,249	△405	14,779,352
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失			△2,374,272		△2,374,272
自己株式の取得				△69	△69
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△2,374,272	△69	△2,374,342
2021年3月31日期末残高	10,141,136	4,168,372	△1,904,023	△475	12,405,009

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2020年4月1日期首残高	502,519	△7,591	△61,438	433,488	15,212,840
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失					△2,374,272
自己株式の取得					△69
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	386,361	6,946	55,190	448,498	448,498
連結会計年度中の変動額合計	386,361	6,946	55,190	448,498	△1,925,844
2021年3月31日期末残高	888,880	△645	△6,247	881,987	13,286,996

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,745,634	流動負債	1,476,482
現金及び預金	2,636,108	買掛金	234,023
前払費用	22,505	短期借入金	770,000
その他	87,020	未払金	47,712
固定資産	12,161,630	未払費用	76,375
有形固定資産	4,972,232	未払法人税等	150,230
建物	1,419,199	賞与引当金	26,358
構築物	7,909	その他	171,783
機械及び装置	3,624	固定負債	520,560
車両運搬具	10,293	繰延税金負債	336,260
工具、器具及び備品	162,599	長期未払金	184,300
土地	3,282,181	負債合計	1,997,043
建設仮勘定	41,422	(純資産の部)	
投資その他の資産	7,234,398	株主資本	12,021,377
投資有価証券	2,028,897	資本金	10,141,136
関係会社株式	3,541,701	資本剰余金	4,168,372
長期貸付金	1,533,551	資本準備金	4,076,769
破産更生債権等	350,000	その他資本剰余金	91,603
前払年金費用	422,352	利益剰余金	△2,287,655
その他	106,744	その他利益剰余金	△2,287,655
貸倒引当金	△748,849	繰越利益剰余金	△2,287,655
		自己株式	△475
		評価・換算差額等	888,843
		その他有価証券評価差額金	888,843
		純資産合計	12,910,221
資産合計	14,907,265	負債純資産合計	14,907,265

損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,753,328
売上原価	732,615
売上総利益	2,020,712
販売費及び一般管理費	909,228
営業利益	1,111,484
営業外収益	
受取利息及び配当金	58,288
受取賃貸料	5,200
助成金収入	18,686
投資事業組合運用益	4,827
その他	17,249
営業外費用	
支払利息	11,357
その他	48
経常利益	1,204,329
特別利益	
固定資産売却益	585
特別損失	
固定資産除却損	8,784
投資有価証券評価損	10,869
関係会社株式評価損	3,290,852
貸倒引当金繰入額	349,038
減損	46,756
税引前当期純損失	3,706,301
法人税、住民税及び事業税	114,415
法人税等調整額	△298,410
当期純損失	△183,994
	2,317,391

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	
		資 準 備	本 金	そ の 他 本 金	資 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計			
2020年4月1日期首残高	10,141,136	4,076,769	91,603	4,168,372	29,736	29,736	△405	14,338,839		
事業年度中の変動額										
当期純損失					△2,317,391	△2,317,391		△2,317,391		
自己株式の取得							△69	△69		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△2,317,391	△2,317,391	△69	△2,317,461		
2021年3月31日期末残高	10,141,136	4,076,769	91,603	4,168,372	△2,287,655	△2,287,655	△475	12,021,377		

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2020年4月1日期首残高	502,510	502,510	14,841,349
事業年度中の変動額			
当期純損失			△2,317,391
自己株式の取得			△69
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	386,333	386,333	386,333
事業年度中の変動額合計	386,333	386,333	△1,931,127
2021年3月31日期末残高	888,843	888,843	12,910,221

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社昭文社ホールディングス

取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 村田 征 仁 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 永 利 浩 史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社昭文社ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社昭文社ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社昭文社ホールディングス
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 村田 征 仁 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 永利 浩 史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社昭文社ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社昭文社ホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 飯塚新真 印

監査等委員 関聡介 印

監査等委員 桑野雄一郎 印

(注) 監査等委員関聡介及び桑野雄一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 現行定款第2条(目的)につきまして、当社の今後の事業拡大に対応するため、事業目的を追加するものであります。

(2) 上記事業目的の追加にともない、号数の繰り下げを行うものであります。なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
(1) ~ (12) (条文省略)	(1) ~ (12) (現行どおり)
(新 設)	<u>(13) 給与計算、財務管理、各種保険手続きその他企業の管理業務全般の運営に関する受託、請負業務</u>
(新 設)	<u>(14) 各種アウトソーシング事業</u>
<u>(13) ~ (54)</u> (条文省略)	<u>(15) ~ (56)</u> (現行どおり)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（4名）が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	(フリガナ) 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
1	カダ シゲオ 黒 田 茂 夫 (1965年7月10日)	1992年3月 当社入社 1998年7月 当社G I S営業本部長 1999年6月 当社取締役 2002年6月 当社常務取締役 2005年10月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社マッフル 代表取締役 株式会社MEGURU 取締役 株式会社Kuqulu 取締役 株式会社マッフル・スプリング 代表取締役社長 SHOBUNSHA SINGAPORE PTE. LTD. President 取締役候補者とした理由 当社営業部門における豊富な経験と実績に加え、当社の代表取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。	株 1,700,300

株主優待に関するお知らせ

当社では、当社グループの事業についてより深くご理解いただきたく、株主優待制度として、2021年3月末日現在、100株以上ご所有の株主様に3,000円相当の当社グループ商品を進呈しております。

1. 本年の株主優待について

当社グループの商品ラインナップから株主の皆様にも複数お選びいただく方式といたします。商品ラインナップ、優待品の選択専用WEBページへのアクセス方法、操作方法につきましては、対象の株主様へ、本定時株主総会後にお送りいたします年次報告書とあわせて別紙にてご案内させていただきます。

2. お申し込み期間について

本年の優待品お申し込み受付期間は2021年6月30日～2021年7月30日までを予定しております。

3. 優待品の発送時期について

商品の発送は2021年9月中旬頃を予定しております。

その他株主優待に関する詳細につきましては、後日お送りいたします別紙ご案内をご確認ください。

メ

モ

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区隼町1番1号
 ホテル グランドアーク半蔵門 4階 富士(東)



- 東京メトロ半蔵門線 半蔵門駅からは…………… 6番出口より、徒歩約3分
- 東京メトロ有楽町線 魏町駅からは…………… 1番出口より、徒歩約10分

＜新型コロナウイルス等の感染予防に関するお知らせ＞

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年はご来場を自粛いただき、書面による議決権行使を是非ともお願い申し上げます。

◆お土産のご用意はございません。

◆安全上の理由により、ドリンクの提供及び商品展示は中止いたします。